

法令べんりシリーズ pdf 版 使用条件と取扱説明書

ご利用条件等について

①利用人数について

本商品は利用者が 20 人までの利用許諾となります。

企業様の場合は利用する部署の人数が 20 人までとなります

法人の従業者数（事業に関わる役員、アルバイト、パート、派遣社員を含む）が人数が 20 人以上の場合は、その法令べんりシリーズ pdf 版を利用する部署の人数が 20 人を超える、又は複数部署で利用する場合には 20 人を超えるごとに 1 セットずつをご購入ください。

①-2 教育機関での利用人数について

図書館等での利用は 1 ライセンスで可ですが、授業で利用する場合は、ご利用人数の計算は、主として利用する過程に在籍する学生と教員の数の合計とします。部署の制限は設けません。

例 10 人の課程が 1 コース、8 人の過程が 1 コース、2 人の教員であれば 1 ライセンスで問題ありません。

②データのコピーについて

原則としてバックアップ用途以外のコピーを禁止します。事業者内のサーバー等の一か所に保存して、各端末からアクセスして利用ください。また、コピーの紛失、流出は著作権侵害につながる可能性もあるためご注意ください。

また、利用部署、又は事業者従業員（従業員数 20 人以内の場合）以外が閲覧できないようアクセス制限を施してください。

②-2 バックアップの定義

バックアップ用途以外のコピーとは、二つ以上の同一本製品データが PC を含めた同一ネットワークに物理的、電気的に接続された状態で存在することを言います。

ただし、複数部署での利用であり、複数のライセンスを保有する場合は当然にその数までのコピーが可能です。ただし、部署内の人員以外には閲覧できない等のアクセス制限を施してください。

例 ダウンロードしたデータをコピーしたメディア、または pdf 版の送付メディア（DVD-R または USB メモリ）がバックアップと見なされます。業務の都合上自動でサーバー内データがバックアップされるのは問題ありません。（バックアップデータは一般的にそのまま利用できないため。もし単純なコピーとなっている場合は一般的なバックアップソフトの利用や暗号化等をご検討ください）

例 サーバーの自動バックアップがあるにもかかわらず、個人 PC のフォルダにコピーし、保管した。この状態は同時に利用できてしまうため、規約違反となります。

③印刷について

1 ライセンスにつき、通常使用のデータに加え、持ち出し用のコピーを一部印刷可能とします。ライセンス数が増えるごとに印刷によるコピー可能数も増加するものとします。

④法人格の取得または喪失があった場合

個人が法人を設立した場合、設立から初めての事業年度末までは法人としての利用を可能とします。法人が解散した場合の代表者等が個人として事業を続ける場合は、その最初の事業年度内はそのままお使いいただけます。複数のライセンスを購入いただいている場合、その人数の範囲かつ最初の事業年度内でそれぞれの個人がご利用いただけます。

⑤権利の移動

相続および法人格の継承以外での権利の移動はできません。

⑥免責

法令は最終的には行政庁が定めたもの（この場合は e-Gov の法令検索で検索されたもの）が正となります。本製品は利用者様の法令への理解や業務の進行を助ける意図を持って作成されておりますが、最終的な責任は利用者様ご自身のものとなります。当事務所が責任を負うことはできません。

⑦年度内の法令の改正について

重大な変更があった場合など、毎年3月までは修正、更新したデータをアップロードする可能性があります。当事務所の業務状況にもよりますが、ご要望が多い場合はなるべく対応しますので、メール、twitter 等の方法でご連絡ください。

⑧編集ミス等について

当事務所における編集ミス等があった場合、事務所サイトからのメール、twitter 等の方法でご連絡ください。修正版を作成し、ダウンロード用データを差し替えます。

修正があった場合 pdf 版および電子書籍版の販売ページおよび当事務所サイトで修正版の告知をしますので、再ダウンロードをご利用ください。

郵送のみの利用者様には別途ご連絡差し上げます。

Twitter の場合

https://twitter.com/k_katoo

事務所サイトの場合

<https://imakita.jp.net/>

取扱説明書

特徴

デジタル庁および e-Gov の提供する法令検索のデータを元に作成されています。

特徴① 法律そのものだけでなく、施行令や施行規則も全体を取り上げます。

原則として法律+政令（施行令）+省令（施行規則）の法律と関係する省令等を 1 セットとして扱います。

（なお、容量が大きくなるため、本来の法律文章の目次や附則は基本的に省略としています）

特徴② カッコ書きを除いた文章と、原文を両方掲載。

法令にはしばしば（ ）に囲まれた括弧書きが出てきます。なくても文章として成立するのですが、逆にこれがあるばかりに大変読みにくくなっている場合があります。これを排除した文章と原文を比較できるように併記してあります。

学習においても実務においても、理解のスピードは作業効率にも大きく影響します。カッコ書きなしのわかりやすい文章で全体を理解してから、カッコの中身を確認していくばより効率的な読み込みが可能です。

スペースの問題もあり、紙の本ではなかなか難しい原文との同時掲載は電子媒体ならではの掲載方法です。なお、この機能は法律、政令、省令までの適用となります。

特徴③ 全ての条、項、号等に条、項番号等を記載

法令の原文は項、号にはそれぞれ条などが記載されないのが基本ルールです。しかし、あまりに項、号などが多く、どこの条文なのかわかりにくくなってしまう法令も存在します。少々読みにくく、見づらくなるのを承知の上であえて全ての項目で条番号等を明確化しています。

たとえば、法令では通常以下のように書かれます。

第百十四条の二十二の三 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の（以下略）

- 2 前項の申出は、（以下略）
- 3 厚生労働大臣は、（以下略）
- 4 厚生労働大臣は、（以下略）
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、（以下略）
 - 一 当該医療機器又は（以下略）
 - 二 その使用及び取扱いに係る（以下略）

このアンダーラインの文章を検索する際に、法令べんりシリーズでは「第百十四条の二十二の三第 5 項

第二号」としっかりと書かれていますので検索しやすいです。

また、引用する際にも条、項、号などを別途コピーする必要がありません。引用の際に条、項、号などを付け足すのも意外と手間ですから、引用の伴う実務には特にオススメです。

特徴④ 適用する、しない、除く、などの重要ワードを強調。

重要ワードに太文字にして注意喚起をしています。注意点となる「適用する、しない」などはもちろん、特に実務上重要な書類、記録、作成といったワードも強調しています。チェックリスト等を作成する場合にも重宝します。

特徴⑤ 法令において特徴的な単語のある文にはアンダーラインをしました。

例えば薬機法では統括製造販売責任者が重要ですので、統括製造販売責任者の登場する文章をアンダーラインで強調しています。ただし、民法など対象範囲が広い法令ではでは対象となる単語が多すぎるため、アンダーラインがされていなかったり、短い法令などではアンダーライン等していない場合もあります。ご容赦ください。

特徴⑥ 法令の読み方ガイドを付属

法令は一般的な文書とは違う用語が使われていることがあります。また文書の構造なども独特です。法令を読む上で重要な事柄、用語の解説を付属しました。

ほかにも、原文では条ごとの改行がないものを空白行を挿入して見やすくしたりなど、当たり前の見やすさを追求しています。

もちろん、目次から全ての条文に直接リンクがあり、章ごと、節などのリンクもあります。また、将来的にはさらなる機能、特徴の追加も予定しております。

ご利用方法

①pdf形式ですので、そのまま各種ブラウザやpdfのビューアーなどでご覧になれます。

②目次から目的条文を探すことが出来ます。

③ブックマークに階層式の目次を収録しておりますので、対応しているビューアーであればより素早く目的条文を探すことが出来ます。

④テキストでの検索やコピーが可能ですので、検索、引用が容易です。

⑤pdfのコメント追加等の機能がご利用いただけます。

不具合、ご要望等は加藤今北事務所のサイト、twitter等からお知らせください。

Twitterの場合 https://twitter.com/k_katoo

事務所サイトの場合 <https://imakita.jp.net/>

2023 加藤今北事務所